

SNS を活用した FIT 向け情報発信事業委託業務仕様書

1. 委託内容

- (i) SNS による情報発信業務
- (ii) Web 等を活用した SNS サイト広告

2. 委託期間

契約締結日から平成30年3月23日（金）まで

3. 事業の目的

2016年の訪日外客数は2,403.9万人となり、消費総額も3兆7,476億円と過去最高を上回るなど、外国人観光客の消費購買力には、引き続き地域経済活性化の原動力として大きな期待が寄せられている。

そして、訪日旅行の傾向として、特に顕著となっているのが個人旅行者(FIT)の増加であり、インバウンドを促進するにあたっては、個人旅行者(FIT)の誘客が非常に重要となる。

当該業務は昨年度、伊勢志摩サミット開催を契機に欧米市場等からの誘客を強化するため、対応言語を従来の4種(3言語)から8種(7言語)に拡大した Facebook 等の SNS の運営を引き続き継続する。加えて、写真で観光の魅力をダイレクトに伝えることができる Instagram を新たな SNS による情報発信として展開することとしている。このことにより、個人旅行者(FIT)層に対して、三重県の観光資源の魅力を発信し、もって認知度を向上させ誘客促進を図る。

4. 業務の詳細及び提案

(i) SNS による情報発信業務

- ①三重県が運営する8種7言語（英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、タイ語、フランス語、ドイツ語、スペイン語）の Facebook もしくは微博等の SNS の機能を用いて、外国人を対象に即時性のある記事を作成し、翻訳したうえで情報発信を行うこと。
- ②新たに Instagram のアカウントを3言語（英語、中国語（繁体字）、タイ語）作成し、効果的なハッシュタグとともに昨年度まで三重県が運営していた SNS と同様に三重県の観光情報を情報発信すること。なお、投稿にあたっては Facebook と同一の情報発信を行うのではなく、写真で観光資源の魅力をダイレクトに発信できる Instagram ならではの内容とすること。
- ③各 SNS は原則として週1回以上の発信を行うこと。
- ④「フォロワー」や「いいね!」、「シェア」の拡大を図るため各ターゲット国にあった嗜好や旅行シーズン等を考慮したうえで県と協議のうえ記事の内容や投稿頻度等を決定することとする
- ⑤観光情報に関する質問があった場合、概ね3日以内に返答すること。
- ⑥現地言語での書き込みのネガティブチェック等を毎週実施し、ネガティブな書き込みのチェックの他攻撃的内容が急増した場合、特定国からの書き込みを停止するなど適切な緊急

対応措置を実施すること。

- ⑦県内観光情報の収集に係る費用、運営に係る事務所経費、事務経費等の一切の業務（費用）を含むものとする。
- ⑧県内観光施設等から取材などにより、適切に情報を収集し、即時性のある情報発信を行うこと。
- ⑨記事に掲載する写真について、掲載予定施設等に掲載許可の取得依頼を行うこと。宿泊施設や飲食店など民間の営利施設等の写真採用にあたっては、訪日旅行を取り扱う旅行会社やメディアの目線を意識し、単に施設側の意向等で主観的に決定することのないよう留意すること。
- ⑩記事の写真については、今後、三重県が観光に資する目的で作成するPRツールに無償で掲載する場合があるため、掲載施設等への許可申請及び写真入手の際には、これを前提に許可を得ておくこと。

（ii）Web 等を活用した SNS サイト広告

- ①新たにアカウントを開設した Instagram の「フォロワー」や「いいね」、「シェア」を増加させるため、Web 等を活用し、有効な広告手法を県に提案し、必要があれば広告宣伝を展開するための枠を購入し、広告を実施すること。
- ②広告宣伝においては必要に応じてクリエイティブ等を制作すること。また、クリエイティブ等のテーマや内容、デザインに関しては、訴求力が高く、三重県の訪問意欲喚起に資する内容とすること。
- ③クリエイティブデザイン、広告表現及び媒体については県と協議の上、決定すること。

（iii）その他共通事項

- ①三重県雇用経済部観光局海外誘客課と密接に連携して事業を実施するものとし、原則として月に一度以上報告及び事業展開について打合せを行うこと。
- ②作成した SNS サイト、クリエイティブ等の成果品の著作権は三重県に属することとする。
- ③その他知事が必要と認める事項

5 納品物、納期、納品場所

（1）納品物及び部数

- （ア）委託業務の実施内容及び効果検証を記載した「委託業務報告書」
（原則として A 4 版・両面印刷） 1 部（提出時期：委託業務完了時）
- （イ）委託業務において生じた成果物各 1 部（提出時期：随時）
- （ウ）写真等業務の履行状況が確認できるもの 1 部
- （エ）必要があれば実施内容の説明資料 1 部

（2）納期及び納品場所

平成 30 年 3 月 23 日（金） 16：00

三重県雇用経済部観光局海外誘客課（三重県庁 8 階）

6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県雇用経済部観光局海外誘客課と協議しながら進めるものとします。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- (3) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

7 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
- (2) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとします。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (4) 受託者が（3）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

8 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、三重県雇用経済部観光局海外誘客課において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局海外誘客課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）
手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、必要に応じて概算払いを可能とするほか、契約条項の定めるところによります。

11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。